

# 日本司法精神医学会

## 学会認定精神鑑定医制度規則

### 第 1 章 総則

第 1 条 日本司法精神医学会（以下「学会」という。）の制定する学会認定精神鑑定医制度は、すぐれた精神鑑定医を養成し、また、生涯にわたる相互研鑽を図るとともに、司法精神医学の発展に貢献し、もって国民の信頼に応え得る精神鑑定が実施できる体制を確立することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、学会は、精神鑑定に関する学識および経験を有する医師を学会認定精神鑑定医（以下「認定鑑定医」という。）として認定し、研修・教育企画委員会に本制度を維持するための事業を行わせる。

### 第 2 章 委員会

第 3 条 研修・教育企画委員会は、次の業務を行う。

- (1) 教育研修に関する業務
- (2) 認定鑑定医の認定に関する業務
- (3) 認定鑑定医の登録、認定鑑定医認定証の交付に関する業務
- (4) 指定研修施設の認定に関する業務
- (5) 指定研修施設の登録及び指定研修施設認定証の交付に関する業務
- (6) 認定鑑定医の資格の更新に関する業務
- (7) その他、この制度の運用に必要な業務

第 4 条 前条の業務を遂行するために研修・教育企画委員会は試験委員会を置く。

第 5 条 前条に規定する試験委員会の委員は、研修・教育企画委員会が選任し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

### 第 3 章 認定鑑定医の認定と登録

第 6 条 学会は、次の各号のいずれにも該当する者であって、かつ、認定鑑定医認定試験（以下「試験」という。）に合格した者を認定鑑定医として認定する。

- (1) 日本国の医師免許証を有する者
- (2) 試験申請時に学会員である者
- (3) 精神鑑定医として必要な知識及び適切な診断技術を有する者
- (4) 学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」及び「事例検討会」を試験申請時より過去5年以内に受講している者
- (5) その他、施行細則に定められた事項を満たす者

第 7 条 前条により認定鑑定医に認定された者は、理事会の議決を経て学会に登録され、理事長より認定鑑定医認定証の交付を受ける。

### 第 4 章 認定鑑定医の認定更新

- 第 8 条 認定鑑定医は、5年ごとに認定の更新をしなければならない。
- 2 認定の更新を受けようとする者は、施行細則に定める期限までに、必要な書類を、研修・教育企画委員会に提出しなければならない。

#### 第 5 章 認定鑑定医の資格喪失・取り消し

- 第 9 条 認定鑑定医は、次の各号のいずれかに該当したときには、その資格を喪失する。
- (1) 医師としての資格を喪失したとき。
  - (2) 精神保健指定医又は日本精神神経学会専門医としての資格を喪失したとき。
  - (3) 学会員としての資格を喪失したとき。
  - (4) 認定鑑定医としての資格を辞退したとき。
  - (5) 認定鑑定医の認定更新をしなかったとき。
- 第 10 条 学会は、次の各号のいずれかに該当する場合、研修・教育企画委員会及び理事会の議決をもって認定鑑定医の資格を取り消すことができる。
- (1) 認定鑑定医としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 認定鑑定医認定審査申請に重大な誤りがあったとき。

#### 第 6 章 指定研修施設

- 第 11 条 学会は、認定鑑定医を希望する者に精神鑑定に関する研修を行う場を提供するために、研修施設を理事会の議を経て指定する。
- 2 前条の研修施設は施行細則に基づいて研修・教育企画委員会が選定する。

#### 第 7 章 補 則

- 第 12 条 この規則の変更は、理事会の議決を、総会および評議員会が承認することで行われる。
- 第 13 条 この規則の施行に必要な細則は、別に定める。

#### 附 則

- 第 1 条 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この規則は、平成 28 年 6 月 19 日から一部改訂施行する。